

提出書類は、事業者によって異なります。必要な書類を下表で確認し、
必要書類がそろっているかをチェックシートにて確認の上、提出してください。

○：必須 ▲：不動産賃貸借業の方のみ
△：新規開業者(令和元年8月2日以降に開業)の方のみ

		必 要 な 書 類											
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
法人	飲食店と継続的に直接・間接の取引がある事業者	○	○		○	○	○	○	○	○	○	▲	△
	タクシー事業者	○	○		○	○	○		○	○			△
	自動車運転代行事業者	○	○		○	○	○		○	○			△
個人	飲食店と継続的に直接・間接の取引がある事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	△
	タクシー事業者	○	○	○	○	○	○		○	○			△
	自動車運転代行事業者	○	○	○	○	○	○		○	○			△

提出書類確認用チェックシート ※必要書類がそろっているか□にチェックを入れ、ご確認ください。

- ① 「徳島県飲食関連事業者一時支援金(第2期)」申請書 ※申請は1事業者につき1回のみとなります。
- ② 誓約書
- ③ (個人事業者のみ) 個人事業者の本人確認書類の写し
 ・運転免許証、健康保険証などのいずれかひとつ。
 ※ 現住所は裏面記載の場合は裏面も含む。
 ※ 個人番号カードの裏面等の個人番号が記載されている書類は提出しないでください。
 ・申請書に記載した個人事業主の自宅住所と一致していること。
- ④ 申請書に記載した振込先の通帳等の写し
 ・「金融機関名」、「支店名」、「口座名義人(フリガナ)」、「預金種別」、「口座番号」がわかること。
 ・申請者名義の口座であること。
 ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分。
 ・インターネットバンクの場合、上記の情報がわかるサイトのページ。
- ⑤ 確定申告書の写し
 【法人の場合】 ・対象年度の「法人申告書別表一」および「法人事業概況説明書」
 【個人の場合】※マイナンバー部分を黒塗りしてください。
 ・「青色申告」の申請をした事業者／対象となる年の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表」及び「所得税青色申告決算書」
 ・「白色申告」の申請をした事業者／対象となる年の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表」及び「収支内訳書」
- ⑥ 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類
 ・営業するうえで必要な許認可等の写し
 ・タクシー事業者／一般乗用旅客自動車運送業の許可証、自動車運転代行事業者／公安委員会の認定証
 ※ただし生産者(農業、漁業等)は不要
 ・申請日時点で営業許可が有効であること。
- ⑦ (時短要請に協力した「ガイドライン実践店ステッカー」掲示の飲食店と直接・間接取引がある事業者のみ) 飲食店または流通事業者や卸売市場と直接取引があったことを確認できる書類
 ・飲食店と継続的に直接・間接の取引がある事業者は必須。
 ・令和2年4月1日以降で、同一店と取引があったことを確認できる日付の異なる納品書、請求書などの書類2通を提出。
 ※ 納品書、請求書の提出に際して必ず取引先に確認し、申請者の責任のもと提出してください。事務局は書類の提出による取引先とのトラブルについて一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- ⑧ 令和3年8月または9月の売上台帳等
- ⑨ 令和2年または令和元年の8月及び9月の売上台帳等 ※確定申告書に月ごとの売上の記載がある場合は不要
- ⑩ 申請事業所に掲示している「ガイドライン実践店ステッカー」または「事業者版スマートライフ宣言」掲示の写真
- ⑪ (不動産賃貸借業の方のみ) 賃貸借減免等確認書
- ⑫ (新規開業者の方のみ) 徳島県飲食関連事業者一時支援金(第2期) 新規開業特例計算書及び開業届

上記でチェックしたすべてのものを下記送付先へ簡易書留等の追跡ができる方法にて郵送をお願いします。

オンライン申請では書類の郵送に比べスムーズな申請が可能です。パソコン等をご利用の方はオンライン申請がおすすめです。

詳しくは「徳島県飲食関連事業者一時支援金」ホームページ(<https://ichijishienkin-tokushima.jp>)よりご確認ください。